
HIRAKI & ASSOCIATES

Newsletter

JANUARY 2015

2015年1月1日発行 第6号 [編集・発行]平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニュースレター

vol.6



HIRAKI & ASSOCIATES

事務所創立30周年によせて

平木祐輔 | Hiraki Yusuke 平木国際特許事務所 所長・弁理士



少 し前の話になってしまいますが、昨年の10月をもちまして、弊所は創立30周年を迎えることができました。これもお客様お一人お一人のご愛顧の賜物と、改めて御礼申し上げます。

同月末には、所員を対象にささやかな創立記念パーティーを催しました。会場で、普段は緊張の面持ちで仕事に取り組んでいる所員たちのリラックスした笑顔や、余興の一環として流された古い写真のスライドを見ていると、「ああ、いつの間にか30年経ったんだなあ」と、しみじみ思った次第です。30年前、たった一人で事務所を立ち上げたときのことを思うと、正に夢のようなひとときでした。

パーティーの挨拶でも所員に話したのですが、私はこの30年間、3つのことを心に決めて、事務所を運営してまいりました。いささか手前味噌になりますが、ご披露させていただきたいと存じます。

1. 目の前の仕事に常に真摯に取り組むこと

直接お目にかかったお客様はご承知かと存じますが、私は自分でもイヤになるほど口下手で、対人恐怖症なのではと思うほどのあがり症です。

たまに、お客様とお話をする機会をいただきましたが、気の利いたこと一つ言えません。そんな私ですから、お客様にできるサービスは、ご依頼いただいた仕事に真摯に取り組むことのみでした。開業当時はいわゆる一人事務所でしたので、文字通り、休日返上で明細書作成に没頭したものです。開業時がいわゆるバイオブームにあたり、特許庁時代にバイオ特許の審査基準作りに取り組んだ私の経歴を評価していただいたこともあって、多くのお客様から弊所にご依頼を賜ることができました。当時、身体ははたたくに疲れていても、ご依頼件数が徐々に増えていくのが嬉しくてたまらなかったことを思い出します。

今は所員数も増え、私自身が明細書作成に携わることもあまりなくなりましたが、今後も所員一人一人が「目の前の仕事に常に真摯に取り組む」よう、指導してまいりたいと思っております。

2. 衆知を集めて事務所運営を行うこと

特許事務所を運営されている諸先輩方には、カリスマ的才覚を持って、いわゆるトップダウン型の経営をなさっている方が非常に多く、現実にはそれで多くの成果を上げておられる事務所も多々あります。

しかしながら、私は創業後のかなり早い時期から「衆知を集めて事務所運営を行う」ことを基本方針として掲げてきました。人間一人の考えには限界があるが、衆知を集めることで「1+1」が「3」にも「4」にもなると確信しているからです。ただし、「船頭多くして…」にならぬよう、「衆知を集めるが、最終的には所長としての責任で自分が決断すること」も同時に常に意識してまいりました。幸い、弊所には私のことを支え、日々頑張ってくれる所員が多数所属しており、事務所運営にあたって色々な意見を出してくれますので、なんとか今日まで頑張ってきたのだと思っております。

3. 頑張った人が評価される組織を作ること

特許事務所はその経費のほとんどが人件費と言っても過言ではなく、まさに所員こそが事務所の資産・財産・宝です。

先ほどの1と内容が重なりますが、所員一人一人が目の前の仕事に真剣に取り組むことが、事務所の日々の活動の正に基本です。

ですから、事務所の日々の活動に大きく貢献してくれた人、頑張ってくれた人には可能な限り目に見える形で評価できる組織作りを第一に、各種の所内の制度改革を行ってきたつもりです。

1~3とも、「ここまでやれば大丈夫」というものではなく、日々取り組んで、よりよい事務所にしていかなければならないものと考えております。31年目に入っても上記の運営方針を掲げつつ、お客様のご要望にお応えすべく所員一同頑張りたいと存じます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



子や孫を豊かにする特許制度

藤田 節 | Fujita Takashi 平木国際特許事務所 副所長・弁理士

1. はじめに

7-8年以上前のことだ。ご退官された米国連邦巡回裁判所のレーダー判事は知財制度の啓蒙にも力を尽くされていたが、あるアジアの躍進する国での講演で、「特許制度は、20年後に技術をみんなで自由に使えるようにする制度、つまり子や孫を豊かにする制度である」と説明されたと伺った。なるほど、特許制度とは、秘密にされ独占に利用される技術情報や、公開されず埋もれてしまうかもしれない技術情報を、積極的に公開してもらう制度だ。ただ、一定期間だけその技術情報を使うことはできない。しかし、その後、その技術情報を自由にできる制度だ。つまり、知識を伝え、広げ、後でみんなで利用することで、子孫が豊かになるわけだ。現在生きる人のことのみを考え、これから生まれる世代、将来世代に負担を残す制度はいくらでもあるが、今を我慢して、将来に利益を与える制度は数少ないかもしれない。

ところで、私が特許の仕事をした約30年前と、今とを見比べてみると、特許・知財制度と社会とののかかわりが大きく変わってきたように感じる。もう20年くらい前になるだろうか、当時の上司が、「特許制度が、地方舞台の中央ステージに躍進するようになった。観客層も違えば、観客の見方も違うようになる」と話されたことがあった。確かに、30年前、特許制度を知らない人も多くあった。ところが今や、社会との接点が非常に多くなってきた。と同時に、この「子や子孫を豊かにする特許制度」は、ここ数年、大きく変容しつつあるように思える。

世界の知財制度にも大きな影響を与えてきた米国で、数年来、最高裁は、特許権を制限する方向のようである。「In applying the § 101 exception, this Court must distinguish patents that claim the “buildin[g] block[s]” of human ingenuity, which are ineligible for patent protection, from those that integrate the building blocks into something more」とのべられた判決も出されている。このような思考の基本道具、情報を伝える道具は、一定期間といえども、まさに思考そのものにかかわる道具で、特許保護にはなじまない

のかもしれない。

バイオ・化学分野でも、実務家になじみのある進歩性や記載要件ではなく、特許適格性が問題となってきている。本年3月には、patent eligibilityに関するguidanceが米国特許庁から公表された。

2. 奈良の実家で

ふと、奈良、大和郡山の実家で、もう亡くなった父が、ニュースを見ながら、話したことを思い出した。「日本人が中国人に模倣をけしからんというのはどういうことだ。そんなことを言って恥ずかしくないのか？」というようなことを私に向かって話し始めた。

私の父は、退職後、ボランティアで観光ガイド(大和郡山市)をしていた。古い日本が関心の中心であったが、その父の理屈はこうである。

日本人は、その思考の枠組みが中国の模倣だ。思考は言葉で表現されるが、その言葉を書く文字が、中国製だ。文字だけではなく、宗教(仏教)も中国由来だ。父からみると、宗教は、考え方の基礎であるらしい。それなのに、どうして日本人が中国人を日本人の物まねをしていると非難できようか。日本人は昔から中国の物まねをしてきただろう。そもそも人間はまねることで学んできたのではないのか、まねることこそ学ぶことの本質ではないのか。まねることなしに、そもそも、



創造も生まれないのではないのか。最近、学んだことの蓄積で、日本からアイデアが生まれるようになったが、そのアイデアをまねされたとしても、中国由来の文字を使う言葉でそのアイデアを記述しているのであって、大騒ぎするのはいかになものか。父から見ると我々のしていることは大変おかしなことになる。

私は、生まれた育った奈良が大好きだ。奈良の町は今や世界遺産であるが、長安をモデルとしたと聞く。遊園地をまねるのはけしからんが、国の首都をまねれば、世界遺産になるといわれてみれば、確かに、しっくりこない。

むしろ私的な創造物と、国家的事業とで比較することはできない。1000年も前と今では、ルールが違うとはいえる。しかし、模倣という点では同じであり、それだけでは、根拠として心もとないように思える。

3. | 知識を伝え、広げる

漢字の伝来は、西暦1世紀ともいわれているそうである、初めは模様としか理解されていなかったともいわれているようだ(漢字伝来：大島正二)。

ただ、言語体系が全く異なる中国語を表記する漢字で日本語を表記するところに相当の無理があったようだ(漢字伝来)。

漢字の移入は日本語にとって不幸だったといわれる方もある(漢字と日本人：高島俊男)。漢字が移入されたころ、日本語はまだ発展途上で、具体的なものを示す言葉はあったが、抽象概念を示す言葉が不足していたという。これを補ったのが漢語であるが、他方、日本語の発展が止まってしまったという。漢字の大量移入時期は、遣唐使の時代、そして明治期だといわれる。ただ明治の和製漢語は、音に注意を払わずに、意味のみで作られたために、日本語は、話し言葉より前に、文章(つまり漢語)を前提とせざるを得なくなったと聞く。裁判も、口頭審理よりも書面中心であるのは、漢語で論理を示さざるを得ない日本語のなせるわざなのかもしれない。

ところで、英語で大学の授業を行う試みがなされているそうであるが、非ヨーロッパ系言語で、現地語で、高等教育ができる言語はそもそも極めて限られているという。日本語で大学教育ができるのは、この輸入された文字とともに導入された種々の漢語で表わされる概念のおかげであろう。

日本語を漢字で表記するにつれ、日本語自体が変わってしまったところもあろう。しかし、不便とはいえ、その子孫である我々は大きな恩恵を受けている。必要な技術や思想をとり入れ、頑なにならず、柔軟に行動できるこの日本語の二面性のおかげのように思えてくる。

文字とともに中国からの知識の輸入はずっと長く続いた。

中国の当時の先端知識であり、哲学である仏教を日本に根付かせる努力は続いた。鑑真を日本に招聘する物語である「天平の薨」という映画を以前見た。井上靖の原作も読んだ。鑑真和上がいくたびの失敗、逮捕も越えて来日するという話であるが、その話の中で、ひたすら写経をしている業行という僧がいた。唐に着いた当初は、修業に励んだが、自らの能力の限界を悟った。そして、今日本で一番必要な物は、誤りのない経典であると判断し、ひたすら経典を写経する。唐の地で数十年、ついに日本に帰国する日がやってきた。遣唐使の帰国船は4艘の船から成っており、業行と写経は、初めは、第3船に乗り無事沖縄までついた。そこで、船の変更を求められると、安全であろう大使の船を希望した。そして、大使の乗る第1船に写経とともに移り、奄美を目指して出帆したものの、行方が知れない。何百巻もの写経はついに海の藻屑と消え、経を待つ人々の手に渡らなかった。

過去、業行のように、この国に知恵、知識を伝えようとした努力が水泡に帰したことは数多あったに違いない。しかし、たとえ無に帰そうとも、このような無駄の積み重ね、多数の無駄なくして、成功はなかったであろう。無駄に見える行いの中にこそ現代が立脚している。



ミュンヘン総領事館出向中、様々な資料を入手、日本へ送付した。「そんなもの送っても、だれも読まないよ」との声もあった。しかし、いつか役に立つかもしれないと思うと送らざるを得ない。20年前、EPOの包袋の複写は郵送請求もできたが、EPOの図書館でも安く自分でコピーできた。ある時EPOの図書館で、依頼された異議包袋等を借り出し、自分で写経ならぬコピーして異議書類を送った。ところが、2カ月ほどして、再度コピー依頼を受けた。しかし、幸い最初に送付した書類が出てきたとその後聞きほっとした。

ミュンヘン総領事館に着任してからまだ日が浅い頃だったある日、警備担当領事の叫び声が館内に響いた。「襲撃だ、退

避しろ」との大声だ。なんと運の悪い事だろうと正直思った。記憶が正しければ、その頃在ミュンヘン某国総領事公邸で事件があった。そのためか、着任後、館が襲撃された場合の脱出方法、特に脱出前に、侵入者による秘密書類の入手をできるだけ妨げるよう説明を受けていた。「退避しろ」との声を聞きながら、そういえば先日指示を受けたなと思いつつ脱出した。後で、まったくの予告なしの訓練だと知らされ、力が抜けた。ただ、情報は、「もの」とは違い、一旦奪われれば、もはや取り返すことはできないことが身にしみた。

情報のこのような性質を考えると、確かに技術情報を公衆に提供することを促す特許制度とは、すばらしい制度といえよう。

4. | 知識を使う

ところで鑑真の唐招提寺に並んで、東塔で有名な薬師寺がある。以前夏休みに、息子と薬師寺を訪ねた。そこに、「千年の釘」なるものが展示されていた。息子が近づき、これ知っていると言った。国語の教科書に載っていたそうだ。たたらで鍛えられた釘は、もはや手に入らぬという。現代の木造建築はせいぜい30-50年しかもたないそうだ。実際木造家屋は、30-50年で建て替えられるから、釘もそれほどもつ必

要ないというのはそうかも知れない。ただ、1000年もつ釘は、現在には存在していないとは驚いた。そして古い寺院の修理の際出る釘は、刀鍛冶が争って求めるという。そういう良い鉄はもはや、古い寺院からしか手に入らないというのだ。西塔再建にあたり、刀鍛冶に和釘の再現を求め、再現されたという。

法隆寺の夢殿は、大陸の建築よりはるかに軒が広く、これは、日本の雨がちな気候に合わせたものだ。どうも日本の寺院建築は、大陸から伝わって、移入後すぐにも発展を遂げていたそうである(木に学べ：西岡常一)。法隆寺などの寺院の修理技術は、細々と1300年継がれてきた。この修行中は、新聞雑誌、建築の本も禁止、ひたすら仕事一筋だという。

千年の釘は失われたが、法隆寺の修理技術は失われず、口伝で伝えられてきた。口伝がマニュアルに劣るということはない。むしろ口伝こそが本来の伝え方であったろう。ただ、実際に伝えたものが「使われた」か、「使われなかった」か、が問題なのであろう。

知識を伝え、広げ、利用することで根付かせる。これは代々なされてきた営みだ。特許制度が、「知識を伝え、広げ、利用する」営みの中で、今後も役立ち続けることができるように、時代に合わせて変化させていけるか、今問われている。

特許トピックス

Patent Topics

職務発明の権利の帰属

●現在は

現在の日本の特許法では、その第35条に「従業員等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、…相当の対価の支払いを受ける権利を有する。」と規定されております。

すなわち、職務発明の特許を受ける権利は、従業者等に帰属し、この権利を使用者等に譲渡することにより、従業者等は相当の対価を支払ってもらうことができます。

●問題は

しかしながら、現状では発明の対価の額を巡って、発明者と企業とが争い、訴訟となるケースもあり、経済界などから、日本に開発拠点を置くことのリスクにつながり、海外に開発拠点を置く企業との競争に不利なため、国際競争力を削ぐなどとして、制度改革を求める声が上がっております。

一方では、従業員等に権利を認めないこととなると、従業員等のモチベーションが下がるばかりでなく、優秀な研究者が海外に流出することも懸念される、との意見もあります。

このため、昨年閣議決定された「日本再興戦略」では、「職務発明制度を見直し、平成26年度中に結論を得る。」とされました。

●議論は

これを受けて種々の議論がなされ、賛否両論がある中、「一定の場合には、従業員帰属を使用者帰属とする等の制度見直しの合理性が認められるのではないか」としつつも「仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等に一律に従業者帰属を使用者帰属に変更する必要があると認められるほどの事情の変化が生じているとまでは説明されていないのではないか。」として、全面的な使用者帰属には疑問が呈されておりました。(日本経済新聞記事より引用)

●外国では

ちなみに、外国ではどうなっているか調べてみますと、米国では契約により3パターンに分かれております。

一つは、対象を特定して発明・改良を行うことを職務として雇用された場合ですが、この場合は特許を受ける権利は使用者へ自動的に移転されます。二つ目は、一般に技術開発を職務として雇用された場合には、使用者には無償で通常実施権が設定されます。三つ目の自由発明については、無償通常実施権も設定されません。

●今後は

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、今年の通常国会に特許法改正案を提出すべく法案作成に向けて鋭意審議しているところです。

(文責 安田徹夫)

判例紹介

特許請求の範囲における「実質的」なる文言の解釈

江島孝毅 | Ejima Kohki 平木国際特許事務所 弁理士



1. はじめに

特許請求の範囲を記載するに当たり、数値範囲を厳密に規定できないような場合等に、「実質的に」という表現を用いることがある。本稿では、「実質的に」なる文言の解釈を巡って争われた事案を2つ紹介する。

2. 事案1 - 概要

東京地裁平成26年5月22判決
平成24(ワ)第14227号損害賠償請求事件

原告は、被告が窒化ガリウム系化合物半導体レーザー素子を組み込んだ半導体レーザー製品を製造、販売して原告の特許権を侵害し、これにより損害を受けたとして、損害賠償の請求の訴えを提起した。

3. 本件発明の内容

原告の特許(特許第2540791号)

原告の特許は、設定登録後に特許異議の申立てがされ、これが特許庁に係属していた間に、原告は、願書に添付した明細書の訂正を請求した。訂正は認められ、特許維持の決定がなされた。以下に訂正後の請求項1を示す。下線は訂正部分であり、A-Eの構成要件の分説は判決文に従った。

【請求項1】

- A 気相成長法により、p型不純物がドーブされた窒化ガリウム系化合物半導体を成長させた後、
- B 実質的に水素を含まない雰囲気中、
- C 400℃以上の温度でアニーリングを行い、
- D 上記p型不純物がドーブされた窒化ガリウム系化合物半導体層から水素を出す
- E ことを特徴とするp型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法。

4. 被告の行為及び主要な争点

被告の行為

被告方法は、MOCVDにより、Mgがドーブされた窒化ガリウム系化合物半導体を成長させた後、400度以上の温度でアニーリングを行うことを特徴とするp型窒化ガリウム系化合物半導体の製造方法であり、本件発明の構成要件A、C及びEを充足する。

争点

本件発明の構成要件B及びDを被告方法が充足するか否かが主として争われた。

5. 原告の主張

(i) 「実質的に…含まない」との用語は様々な技術分野において多用されるが、その使用例からすると、作用効果を基準に、数値的には数%程度以下をもって「実質的に…含まない」と解釈されている。

(ii) 従来、窒化ガリウムにおいてp型ができなかった理由の一つは、窒化ガリウムを気相成長法で成長させる場合に、窒素の原料として用いるアンモニアが半導体層の成長中に原子状水素となっており、Mgなどのp型不純物と結合して、p型不純物がアクセプターとして機能することを妨げたことにある。本件発明は、このような原理的な問題に対し、半導体層を成長させた後にアニーリングを行い、その熱によって、Mg-H、Zn-H等の形で結合している水素を解離し、当該水素がp型不純物をドーブした窒化ガリウム系化合物半導体層から出て行くようにすることで、正常にp型不純物がアクセプターとして機能するようにしたものである(明細書の開示に基づく主張)。

(iii) そうであるから、構成要件Bの「実質的に水素を含まない雰囲気」は、アニーリングにより低抵抗なp型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まない雰囲気を意味する。

(iv) 被告方法は、アニーリングにより低抵抗なp型窒化

ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まない雰囲気又はほぼ0%から理論的な最大値で1.3%のアンモニアを含む雰囲気中、400℃以上の温度でアニーリングを行い、これにより、Mgがドーパされた窒化ガリウム系化合物半導体から水素を出すというものである。

(v) 被告方法のアニーリングの雰囲気は、そもそもアニーリングにより低抵抗なp型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まないし、仮に理論的な最大値で1.3%までのアンモニアを含有していても、アニーリングにより窒化ガリウム系化合物半導体がp型化しているから、アニーリングにより低抵抗なp型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含んでいない。そうであるから、被告方法は構成要件Bを充足する。

(vi) また、構成要件Dについて、原告は、被告方法がアニーリングを行い、Mgがドーパされた窒化ガリウム系化合物半導体から水素を出すものであるから、構成要件Dを充足する、と主張した。

6. 被告の主張

(i) [構成要件Bの文言解釈について]「実質的に水素を含まない雰囲気」は、水素を含まない雰囲気を意味する表現であるが、雰囲気中には通常の方法で除去することができない水素が存在するので、このことを許容するために「実質的に」という文言を付したものと解される。

(ii) [明細書の開示について] 実施例におけるアニーリング雰囲気が窒素雰囲気又はアルゴンと窒素の混合ガス雰囲気であり、本件明細書中にアニーリング雰囲気中に水素を含むことを許容する記載がない。

(iii) [訂正の経緯について] 特許異議申立事件において、本件訂正前の請求項1に記載された発明と本件刊行物に記載されている発明とが同一であるとして、取消理由を通知したところ、本件訂正により、本件発明が水素を含まない雰囲気中でアニーリングを行うことを示して、本件刊行物に記載されている発明と区別し、本件特許を維持したのであるから、「実質的に水素を含まない雰囲気」は、通常の方法では除去することができない程度にしか水素を含まない雰囲気を意味する。

(iv) また、構成要件Dについては、被告は、被告方法では、Mgがドーパされた窒化ガリウム系化合物半導体から水素を出すかどうかを確認していないから、構成要件Dを充足することはできない、と主張した。

7. 裁判所の判断

(1) 被告の主張(i)について、裁判所は、『「実質」とは、「物事の内容または本質」を意味し、「実質的」とは、「実際に内容が備わっているさま。また、外見や形式よりも内容・実質に重点をおくこと。」を意味する(広辞苑第六版)から、構成要件Bの「実質的に水素を含まない雰囲気」との文言は、文字通り水素を全く含まない雰囲気ではなく、水素を含んでいても、その内容や本質において、水素を含まないと認められる雰囲気をいうと解される』との判断を示した。

(2) そして、明細書の記載を参酌した結果、アニーリング雰囲気中にNH₃、H₂等の水素原子を含むガスを使用したり、キャップ層に水素原子を含む材料を使用することが排除まではされていないとすることができる、と認定した。

(3) その上で、裁判所は、構成要件Bの「実質的に水素を含まない雰囲気」とは、このような作用効果を奏するような雰囲気、言い換えれば、アニーリングにより低抵抗なp型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まない雰囲気を意味するものと解するのが相当である、と判示した。

(4) 被告の主張(ii)について、裁判所は、実施例は発明の好ましい態様を開示したものであって、特許発明の技術的範囲が実施例に限定されるわけではないし、本件明細書の発明の詳細な説明の段落【0023】には、アニーリング雰囲気中に水素原子を含むガスを使用することが「好ましくない」と記載されているものの、水素を含む雰囲気中でのアニーリングが排除されていない、と判示した。

(5) 被告の主張(iii)について、裁判所は、原告は、取消理由を解消するために、本件刊行物に記載されている発明が、実質的に水素を含む雰囲気中でアニーリングを行う発明であると評価して、実質的に水素を含まない雰囲気中でアニーリングを行う本件発明と相違するとの意見を述べているのであって、原告が、「実質的に水素を含まない雰囲気」をもって、「通常の方法で除去することができない程度にしか水素を含まない雰囲気」を意味すると主張したということはできない、と判示した。

(6) 以上の理由から裁判所は、被告方法がアニーリングにより低抵抗なp型窒化ガリウム系化合物半導体を得ることの妨げにならない程度にしか水素を含まない雰囲気中でアニーリングを行うものであって本件発明の構成要件Bを充足する、と判示した。

(7) また、構成要件Dについては、裁判所は、『被告方法は、Mgがドーパされた窒化ガリウム系化合物半導体から水素を

離脱させるというものであって、Mgはp型不純物であり、窒化ガリウム系化合物半導体から水素を離脱させることは、窒化ガリウム系化合物半導体から水素を出すものであるから、被告方法は、本件発明の構成要件Dを充足する。』と認定した。

(8) 裁判所は被告方法が上記のとおり構成要件B及びDを充足することを認定し、被告方法は本件発明の技術的範囲に属する、と判示して原告による損害賠償請求を認めた。

8. 事案2－概要

東京地裁平成16年2月25判決

平成14(ワ)第16268号特許権侵害差止等請求事件

事案2でも、特許請求の範囲における「実質的に」なる文言の解釈が争われた。

原告の特許(特許第2572042号)

原告の特許発明を構成要件に分説すると、次のとおりである。構成要件の分説は判決文に従った。

A 実質的に、Ni:2～4.8%、Si:0.2～1.4%、Mg:0.05～0.45%、Cu:残部(数字はいずれも重量%)から成ることを特徴とする

B 改善された組合せの極限引張強さ、電気伝導性および応力緩和性を有し、

C 安定化状態にある電気コネクタ用銅基合金。

9. 原告及び被告の主張

(1) 原告の主張

原告は明細書に「実質的に」なる文言について「合金の性質に悪影響を及ぼすことのない、その他の元素および不純物を合金に含有させることができる。」及び「その他の元素および不純物が存在してもよいが、それらは合金の性質に対し実質的に悪影響を及ぼさないものである。」との記載があることを主張した。

(2) 被告の主張

被告は、(i)一般に、他の金属をごく少量添加することにより、合金の特性が劇的に変化することがある、及び、(ii)原告が明細書において、発明に係る合金について、マグネシウムの代わりにスズを0.39%含有する合金と対比し、上申書において亜鉛を0.52%含有する合金2と対比しているため、原告自らが、スズを0.39%含有する合金や亜鉛を0.52%含有する合金について、別合金であることを前提としている、と主張した。

10. 裁判所の判断

裁判所は、(i)合金は成分元素や添加量を変化させた場合に合金の性質に与える予測可能性が極めて低いこと、及び、(ii)原告は、本件特許の出願過程において、Cu-Ni-Si基合金に、他の元素を増加させると電気伝導率や曲げ特性が悪化すると述べて、スズを0.39%含有する合金は電気伝導率が下がるので採用し得ないとして、本件発明の技術的範囲から除外すべきである旨述べていること等の事実を参酌して、「実質的に…から成る」なる用語の意義について、ニッケル、ケイ素、マグネシウム、及び銅以外の元素のうち、明細書中に具体的な記載がある元素、及び明細書の具体的な記載に基づいて当業者が容易に想到できる元素を含有させることを許容すべきであるが、その範囲を超えた、合金の特性に影響を与える元素を含有させることを許容する趣旨と解すべきではない、と判断した。

裁判所は、被告製品にはスズと亜鉛が含まれること、及び明細書中の記載や、スズは採用しえないとの出願審査経過における原告の主張を勘案し、最終的には特許権侵害の成立を認めなかった。しかしながら裁判所は、「実質的に」なる用語の意義に関し、原告の明細書に基づく主張に理解を示した。

11. 実務上の指針

以上、「実質的に」という特許請求の範囲の文言の解釈が争点となった事案を2つ紹介した。

事案1では、本件明細書中に発明の構成要件と作用効果との関係が明確に説明されていたため、裁判所はこの開示を考慮して「実質的に水素を含まない雰囲気」の意味を、作用効果を奏するような雰囲気、と解釈した。

事案2では、裁判所は、合金の技術分野における予測可能性や出願審査の経過等を参酌した上で、「実質的に…から成る」なる用語の意義について、発明に必須の元素以外の元素のうち、明細書中に具体的な記載がある元素及び当業者が容易に想到できる元素を含有させることを許容すべきである、と解釈した。

特許請求の範囲に「実質的に」という表現を用いる場合、どのような条件を満たすときが「実質的」な状態に該当するのかが明細書中で明確に説明しておくことが重要と考えられる。また不純物の存在を許容するような場合は、想定される不純物を記載しておくことが望ましいと考えられる。



新しいタイプの商標の保護 ③ (不登録事由、類否判断)

平木康男

Hiraki Yasuo 平木国際特許事務所 副所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

1. | 本稿のはじめに

(承前)

前々号では、平成25年9月に特許庁が公表した産業構造審議会知的財産分科会(商標制度小委員会)による報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」(以下、「報告書」という。)を参照しつつ、登録の対象となる非伝統的商標の保護対象(a.「動き」の商標、b.「ホログラム」の商標、c.「輪郭のない色彩」の商標、d.「位置」の商標)やその定義について、ご紹介いたしました。

また、前号では、これらの商標の使用の定義、権利範囲の特定方法などをご紹介いたしました。

本稿では、引き続き「報告書」を参照しつつ、これら「新商標」の登録要件、不登録事由、さらには類否判断等についてご紹介します。

2. | 登録要件、不登録事由

現行商標法第3条第1項各号、及び第4条第1項各号については原則として、「新商標」にもそのまま適用されることとなります。

① 自他商品役務の識別力に係る登録要件(商標法第3条第1項各号)

新商標においても、これまでの文字商標や図形商標と同様に、本来的に自他商品役務の識別力を有していないものが想定されることから、仮にそのような商標が出願された場合に適切にその登録を拒絶できるようにしなくてはなりません。

新商標についての必要な各種規定や、審査基準は来年の制度スタートに向けて、特許庁において策定が進められているところですが、これらに関する基本的な考え方について、「報告書」では次のように説明しています(太字部分が「報告書」からの引用)。

●自他商品役務の識別力を有しない文字や図形等からなる「動き」「ホログラム」「位置」の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。

言い換えれば、元々自他商品役務の識別力を有しない文字や図形については、動きを加えたり、ホログラムなどで立体的に表現したりしただけなどでは、自他商品識別力を有することにはならないということで、ある意味、確認的な内容ともいえます。

●単一の色彩や専ら商品等の機能又は魅力(美観)の向上のために使用される色彩からなる「輪郭のない色彩」の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。

色彩のみからなる商標については、最低限2色以上の色彩を有していなければ、自他商品識別力を有しないとしています。複数の色の組み合わせからなる効果によって、色彩のみからなる商標についても自他商品識別力が生まれるという考え方です。また商品等の機能や美観を向上する目的の色彩についても、原則として自他商品識別力は有しないとしています。

●石焼き芋の売り声や夜鳴きそばのチャルメラの音のように、商品又は役務の取引に際して普通に用いられている音、単音、効果音、自然音等のありふれている音、又はクラシック音楽や歌謡曲として認識される音からなる「音」の商標については、原則として自他商品役務の識別力を有しないものとする。

ただし、言語的要素を含む音については、その言語的要素を勘案するなど、音の商標の構成を勘案して自他商品役務の識別力を判断する必要がある。

こちらに関しては、細かい説明は不要でしょう。クラシック音楽や歌謡曲などの「音楽」として認識される「音」について自他商品識別力を有しないとしたのは、「音楽」については、著作権法で保護すべきという考え方であると思われます。ただしこれらについても、歌詞のような言語的要素が含まれる場合は、自他商品識別力の有無の判断にあたって考慮すると

しています。

なお、上記のような商標であっても、実際の使用により後天的に識別力を有することによって、需要者が商品又は役務の出所を認識できるようになったものについては登録されると考えられます(商標法第3条第2項)。

②自由競争の不当な制限の排除に関する規定

改正前の商標法では「商品又は商品の包装の形状であって、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標」については、たとえ使用による識別力を有するに至ったとしても、商標登録を認められてはいません(商標法第4条第1項第18号)。「機能確保のために不可欠な立体的形状」については、特許法、実用新案法、あるいは意匠法等で保護すべきであって、事実上の永久権である商標法で保護し、一私人の独占を許すと、自由競争を不当に制限しかねないという考え方です。

この考え方を新商標においても採用すべく、今般の改正法で商標法第4条第1項第18号は「商品等(商品の包装も含む。中略)が当然に備える性質のうち政令で定めるもののみからなる商標」と改正されました。商品の立体的形状に限らず、「新商標」等であっても、(ア)商品又は役務から自然発生的(必然的)に生ずる特徴や、(イ)商品又は役務にとって必須の特徴については、登録を認めないこととするためです。弾力的に対応するため、具体例を条文上には挙げず、政令によることとしました。

③その他の不登録事由

「報告書」では、緊急用のサイレンや国家(外国の国家を含む。)等の公益的な「音」の商標は、一私人に独占を許すことは妥当ではないことから、その登録を認めないような必要な審査基準を整備することが妥当である、と述べています。現在、この考え方を踏まえた審査基準が策定されていることと思われま

3. 類否判断

伝統的商標である文字商標・図形商標等の類否については、商標の外観、観念、称呼等によって需要者等に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察することとなっていますが、「新商標」についても、上記の考え方を踏まえつつ、タイプごとの特性を考慮した判断をすることが適切である、と「報告書」は述べています。

また、「報告書」は「現行においても、立体商標と平面商標のようにタイプが異なる商標同士の類否判断は行われている

ことから、新商標についても、性質上可能なものについては、タイプ横断的に類否を判断することが適切である」とも述べています。例えば、文字商標と歌詞のような言語的要素を持つ音の商標については、類否判断を行う場合がありうるでしょうし、文字商標、図形商標とホログラム商標や動きの商標についても、類否判断が行われることが考えられます。

4. おわりに

新商標制度を含むいわゆる「平成26年改正法」は、平成26年4月25日に衆議院本会議にて可決/成立、同年5月11日に公布されました。「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」に施行されることとなりますので、今春には新商標の出願が可能になることとなります。

前々号でも書かせていただいたように、これら「新商標」の登録制度のスタートは、いわゆる先進諸国においては、日本は最後発といってもよく、諸外国の代理人に「今年から、日本でも新商標の登録が可能になります」と申し上げますと、そろって「やっとか」という反応が返ってきます。それだけ、待たれていた制度ともいえるでしょう。

この原稿を皆様をご覧になる頃には、審査基準の案文等が公開されている可能性もあります。それらにつきましても、必要に応じお客様に情報提供させていただきたいと考えております。

弊社におきましては、今後も情報収集に努め、制度スタートと同時に、出願手続に対応できるよう準備を進めてまいります。本稿の内容に限らず、「新商標」にご不明な点等がございましたら、弊社までなんなりとお問い合わせください。





中国の無効審判の口頭審理に「参加」して

小町澄輝 | Komachi Kiyoteru 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

筆者はこれまで中国無効審判の口頭審理に2回「参加」したことがあります。参加といっても、実際に審判廷で発言したり、証言したりすることではなく、当事者の通訳として同席いたしました。当時の様子及び自分が感じたことをご紹介します。

2. 専利復審委員会について

中国の口頭審理は国家知識産権局（以下、中国特許庁という）の敷地内で行われるものではなく、中国特許庁の所在地から車で10分程度離れた銀谷大厦という場所で行われています。

その理由は、中国では、無効審判及び拒絶査定不服審判を専ら取り扱う機関は中国特許庁ではなく、中国特許庁から独立して設立された専利復審委員会という機関によって行われているからです。

専利復審委員会は、中国特許庁の直属の機関でありながら独立法人格をもっています。現在、主に銀谷大厦及びその周辺でオフィスを構えて審判の業務を行っています。

専利復審委員会HP (<http://www.sipo-reexam.gov.cn>) によりますと、復審委員会では、機械、電気、通信、医薬生物、化学、光電技術、材料といった技術分野でそれぞれ2つずつの審判部を設け、更に意匠に係る審判を担当する審判部1つも設けています。2013年までは、職員約330名、そのうちの半数は理工系と法律系の2つの学位を取得した者です。そして、審判官になるには、審査官としての長年の経験を有することがもちろんですが、更に実績が優秀でないと選ばれないとのことでした。

3. 口頭審理について

私が参加した無効審判では、クライアントが無効審判を請求する側でした。口頭審理前日の午前中にクライアントが北

京に入り、午後に現地代理人と一緒に口頭審理で主張したい内容を再確認し、更に想定される問題を洗い出し、その回答を綿密に検討しました。

そして、口頭審理当日の朝、私達は交通渋滞を考慮して早めにホテルから出発しました。幸いに大きな渋滞に巻き込まれずに開廷30分前に銀谷大厦に到着しました。その後、セキュリティチェックを受けて審判廷に入ることができました。

当日の部屋の中央は合議体の席、合議体に向かって左側が審判請求人の席、右側が被請求人の席です。そして、合議体の席の真正面には書記官の席が設けられ、更に部屋には20人ほど座れる傍聴席が設けられています。

中国の口頭審理では、当事者の出頭人数が4名までと制限されておりますが、通訳は出頭人数としては数えられません。こちら側のメンバー構成は、クライアント1名、現地代理人3名（中国弁理士2名、中国弁護士1名）及び私で5名でした。一方、相手側は中国弁理士2名だけでした。

そして、審理開始5分前に3名の審判官及び書記官1名が現れ、出頭者の身分証明書、代理人の代理資格の確認が行われた後に、口頭審理がスタートしました。

中国専利審査指南第4部第4章5の記載によりますと、中国の口頭審理は以下4つのステップに分けられています。当日の口頭審理もこの4つのステップに沿って粛々と進行されました。



専利復審委員会受付の様子

第1ステップ

審判長が審理開始を宣言します。

続いて、審判長が合議体となる審判官を紹介し、出頭者に審判官の除斥及び忌避の有無を確認します。

次に、当事者双方がそれぞれ出頭者の氏名、勤め先、代理権限及び第1発言者を紹介します。

その後、審判長が当事者の権利及び義務を読み上げ、証人の有無及び物証の持込の有無を確認し、更に当事者に和解の意思があるか否かを確認します。

第2ステップ

(1) 被請求人(特許権者)による訂正請求の有無、それに対する請求人の意見の確認が行われます。

(2) 請求人が無効とすべき権利及び無効理由を述べた後、被請求人が簡単な反論を行います。

(3) 合議体が無効とすべき権利の範囲、無効理由及び証拠等を確認し、口頭審理の範囲を特定します。



審判廷の様子

(4) 請求人が無効理由、並びに根拠となる事実及び証拠について立証した後、被請求人がそれらの信憑性等を問いただします。

第3ステップ

証拠で表した事実、争点に適用する法律や法規について、請求人、被請求人の順でそれぞれの意見を述べて弁論を行います。

第4ステップ

ここで、審理が一時中断し合議体が合議を行います。その後、審理が再開し、審判長が審理結果(すなわち、事実を正確に把握でき、審決を下すことが可能であること)を読み上げ、口頭審理終了を宣言します。その後、書記官が作成した調書の内容をそれぞれ確認し、出頭者全員による署名が求められます。

中国の口頭審理の調書は、書記官によってその場で作成されます。調書の内容は、日本と違って口頭審理ほぼ全ての内容が記載されています。すなわち、出頭者の発言、審判官の質問等が詳細に記録されたものです。従って、書記官は大変な作業が強いられています。現地代理人の話によりますと、通常では、口頭審理が昼休みを挟んで行われ、午前中は第1～第3ステップ、午後には第4ステップが行われています。書記官は、昼休み等の時間を利用して審理中に作成した調書をチェックしたり、整理したりすることが多いそうです。

また、口頭審理の調書は送付されないため、口頭審理終了後に、当事者双方がその場で内容を確認しなければなりません。しかも、調書の内容が大量であるため、確認作業も大変です。更に、調書は一通しか与えられず、片方ずつが確認する時間の余裕も与えられないため、当事者双方がにらみながら調書を一緒に確認します。そして、調書の内容に異存又は追加等があった場合に、該当箇所を手書きでその内容を追記したうえ、追記した人の署名をしなければなりません。

4. | 所感

(1) 請求人(被請求人)による口頭審理参加の重要性

どんなに周到な事前準備を行っても、本番での質問は全て予測通りとは限りません。しかも、その場で即答しなければならないため、請求人(被請求人)が自ら口頭審理に参加し、現地代理人とうまく連携を取ることが大変重要だと考えます。また、当事者として口頭審理に参加する以上、請求人(被請求人)は発明を詳細に理解することはもちろんですが、冷静に判断できる能力も要求されます。

(2) 審判官は大変優秀であること

参加した口頭審理では、審判官は3名とも30代に見えますが、いずれも頭の切れの良い審判官でした。私が参加した無効審判では、数多くの引用文献を挙げて複数の無効理由を主張していたにもかかわらず、審判官はその争点をきちんと整理し、且つ当事者の陳述内容も瞬時に把握し、うまくまとめて審理の進行をリードしていました。また、口頭審理中に当事者が争点について感情的になった場面もありましたが、審判官は冷静に審理をコントロールしていました。

(3) 通訳人として求められる能力

言うまでもなく、通訳人には技術力、語学力及び法律知識が要求されます。審判廷の場で審理の内容を逐語的に訳すのは困難なため、審理の進行を邪魔せず要点を良く訳し、且つ口頭審理の進捗状況も適宜に伝える判断力も求められています。



特許図面の今と昔

石井孝和 | Ishii Takakazu 平木国際特許事務所 トレーサー

1. はじめに

日本の特許出願において、図面は必須の書類として要求されおらず、あくまで明細書の内容を理解し易くするための、いわば「補助的役割」を果たす手段の一つとして位置づけられています。そのため、図面は明細書に付随するものとして認識され、よりシンプルに、そして発明のポイントが的確に表現された、無駄のない図面が求められています。

しかし過去にさかのぼり、例えば100年以上前の外国特許図面を見てみるとどうでしょうか。「これは絵画？」と見間違えてしまうくらい、美しい特許図面を見つけることができます。このような図面には、発明品の質感が忠実に再現されたものや、あたかも実際に光が当たっているように表現する影付け（陰影）、また物品を立体的に見せる技法や、遠近法といったような美術的テクニックが多く取り入れられています。本質的な発明の内容よりも、見た目の美しさやデザイン性が前面に出ている図面ばかりです。もちろんパソコンなどなかった時代。当時の製図工（draftman）が一枚の図面を描き上げるのにどれほどの時間と労力を費やしたのかは容易に想像することができます。

本稿では、このような芸術的な図面をピックアップし、特許図面の今と昔について考えてみたいと思います。

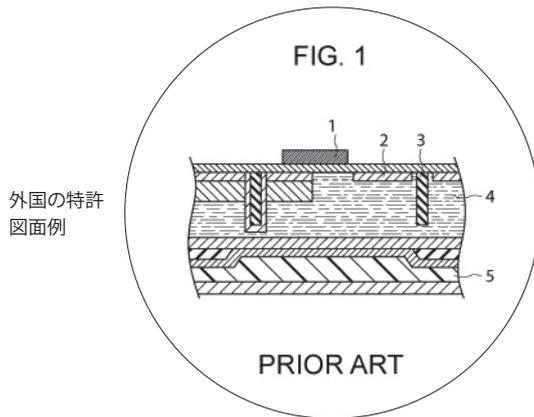
2. 「ART」の語源

普段私たちが耳にする「ART（アート）」という言葉ですが、おそらくほとんどの人が「芸術」や「美術」を意味していると解釈するでしょう。しかしこの「ART」という言葉、この語源をよく調べてみると、非常に興味深い答えにたどり着きました。

もともと「ART」という言葉の語源はラテン語の「ars（アルス）」で、「技術」「人工（のもの）」という意味を持ちます。これはギリシャ語の「τεχνη（テクネ）」の訳語とされ、この「τεχνη」は英語の「technic（技術）」の語源でもあります。このようにラテン語の「ars」や英語の「ART」は、近代まで「技

術」という意味が強く、今でいう「芸術」の概念は「良い技術」や「美しい技術」と表現されていました。つまり「技術」と「芸術」は語源でつながっていたのです。このようにもともとの語源は同じでも、時代によって意味が変化することも少なくありません。

普段外国特許図面の中に「PRIOR ART」と付されているものを見かけますが、これが「先行技術」という意味で使われていることにも納得がいききました。



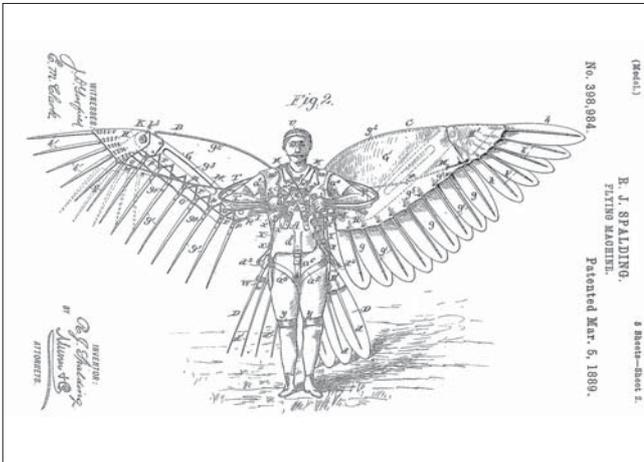
外国の特許図面例

そもそも「ART」が「技術」という意味を持つのであれば、「ARTIST（アーティスト）」は「芸術家」ではなく「技術者」が本来の語義だったのかもしれませんが。

また面白いことに、芸術や美術というものは、その時代の最先端技術との関わりが必ず存在します。はるか昔は壁や板に描かれていた絵画も、絵の具でキャンバスに描かれるようになり、時代が進むにつれて使用する塗料や道具も製造方法が向上し、劣化に耐えられるものがいくつも開発されてきました。また、絵画の技法についても、遠近法や解剖学の応用、ほかにも科学、幾何学、数学的な最新技術が応用されるようになります。カメラの発明により、「写真」も芸術として確立され、その写真はいつしか「動画」となり、現代では「CG」へと移り変わっています。このような流れを見ても、美術や芸術はその時代の最先端技術とともに進化し、とても密接な関係にあることがわかります。

ちなみにすっかり日本語に溶け込んでいる「アート＝芸術」という解釈は、「ART」の訳語として明治時代に生まれたようです。

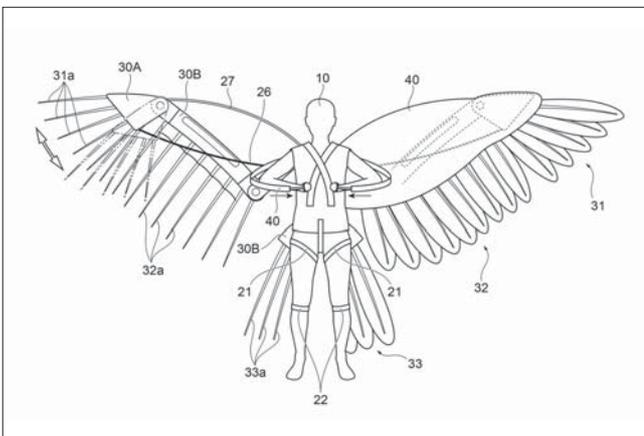
3. 退化？進化？



100年以上前の特許図面例

これは100年以上前の特許図面です。この時代の特許図面には、その発明がいかに関与する素晴らしい発明かを表現したいという発明者の想いが感じ取れます。また、昔は特許を取得するという事は、自分の代表する発明品にしたいという考え方が強く、それを表現するためには芸術的な特許図面ならなければいけないと思われていたようです。この時代、このような芸術性のある特許図面は決して珍しいものではありませんでした。むしろ、世に出る自分の発明が恥ずかしいものにならないように、美しく魅せる図面を描くことが、ごくごく自然だったのではないのでしょうか。

では現在の特許図面はどうでしょう？次の図面は先ほどの古い特許図面をいわゆる『今風』に私がアレンジし、描き直したものです。



100年前の特許図面を『今風』にアレンジ

見て分かるように、図面に濃淡を付けて立体的に見せるための手法は一切施していません。もちろん発明の内容にもよ

りますが、大袈裟に言うの特許庁が定めたルールさえ守っていれば、このようにシンプルな図面でも問題はありません。つまり今の図面は発明について表現する必要はあるものの、特に美しく描く必要はほとんどないのです。さらに、あらゆる場面で『コスト削減』が求められる中、昔の特許図面のようにならぬ過度な図中の装飾的手法や、細部まで忠実に再現する手法は、あまりにも時間がかかりすぎるため、日本ではあまり好ましくないとされる傾向にもあります。

昔と今の特許図面を比較し、この変化を『退化』と捉えるのか、それとも『進化』と捉えるのかは、人それぞれだと思いますが、時代の変化に伴い、特許図面が発明の思想を表現する芸術的なものから、権利範囲を正確に表すためのツールへと変化していることは確かです。

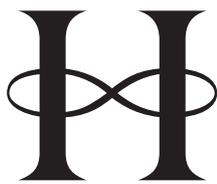
4. 品質について

図面を作成する者にとって注意しなければならない点があります。それは『シンプルに描く』ということと『品質を下げろ』ということとはまったく別であるということです。さきほどの二つの図面を見ても、今の特許図面は昔の図面に比べてずいぶん簡略化されているな…手を抜いているだけじゃないか？と誤解されがちですが、それは大きな間違いなのです。シンプルに描くということは決して手を抜くということではなく、無駄な部分を簡略化することにより、本質的な発明のポイントを強調し、際立たせることなのです。

当たり前のことですが、図面中に表すべき発明の本質を見極め、どの部分が無駄なのかを判断することは、その発明の内容を十分に理解していなければできないことではありません。強弱の付いたメリハリのある図面を作成するには、それなりのスキルとテクニックが必要になります。

5. 最後に

日本では昭和30年代後半に立体製図が普及し始めたと言われています。私が数年前に知財の業界に入ることになり、このテクニカルイラストレーションという立体図法に魅了されて必死にマスターしようとしていた頃、この図法がアメリカでは何百年も前から使われていたことを知った時、とても驚いたことを今でも覚えています。長い歴史の中で特許図面が思想的な表現方法から、より機能的なものになってきたとはいえ、古い特許図面を眺めていると、それなりに勉強になることがたくさんあります。どこか懐かしい気持ちになるのは、単に描かれた時代が古いというだけでなく、そこから初心を感じ取ることができるからかもしれません。



平木国際特許事務所

●東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

〔最寄駅からのアクセス〕

- ❖ 東京メトロ 日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ(なだらかな下り坂)
- ❖ 都営地下鉄 三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ

●関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館5F
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

〔最寄駅からのアクセス〕

- ❖ 大阪市営地下鉄 四つ橋線「肥後橋」駅 5-A出口より徒歩1分または1-A出口より徒歩2分(大同生命大阪本社ビル地下直結)
- ❖ 大阪市営地下鉄 御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES Newsletter

vol.6

平木国際特許事務所 ニュースレター

JANUARY 2015

〔本冊子に関するお問合せ先〕

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail: hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報を取りまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

昨年は、天候が日単位、あるいは時間単位で急変しましたので、体調を崩された方が多くおられたと思います。そんな中、当所のニューズレターも第6号を刊行することができました。これも読者の皆様のお蔭と感謝しております。

今号は、判例紹介の他、米国連邦巡回裁判所判事のエピソードをご紹介している「子や孫を豊かにする特許制度」や、図面の作成についての「特許図面の今と昔」など、ご興味を持って頂けるような誌面を作成致しました。ぜひ、ご一読いただければ幸いです。本年も、皆様のお役に立てるよう努力して参りますので、より一層のご愛顧の程、何卒宜しくお願ひ申し上げます。

(幹事一同)